

漁業就業希望者に対する支援制度

漁業をやりたい

自分の漁船を所有して操業したい

独立型研修

【支援内容】

独立操業を目指すための漁業者によるマンツーマン指導による研修の実施を支援します。

【研修期間】 最長3年

【研修生の要件】 漁業未経験者

【支援内容】

研修生を受入れる漁業協同組合に次の経費を上限に補助をします。

- 研修手当 156,900円/月
※令和2年11月時点の額
- 研修用具費 500,000円/3年最大
- 技術習得費 210,000円
- 住居・通勤手当 33,000円/月
など

漁船乗組員等として働きたい

雇用型研修

【支援内容】

漁業経営体等に漁船員等として雇用し、漁労作業等のOJT研修の実施を支援します。

【研修期間】 最長1年

【研修生の要件】 漁業未経験者

【支援内容】

研修生を受入れる漁業経営体等に次の経費を上限に補助をします。

- 研修手当 沖合190,100円/月
沿岸156,900円/月
※令和2年11月時点の額
- 研修用具費 30,000円
- 住居・通勤手当 33,000円/月
など

漁業経営開始円滑化事業

独立操業を開始するために必要となる漁船・機器・漁具を漁協が整備し、新規就業漁業者にリースする場合、漁船等整備費に補助します。

【支援内容】

リース漁船等の整備費用（最大3,000万円（漁船、漁具）のうち、県が1/2、市町村が1/6を補助します。

* 漁船等使用者は、補助の残額をリース料として漁協に支払います。

※リース料の支払期間は5年～15年の範囲で設定されます。



漁業者として独立就業

乗組員等として継続就業